

令和 7 年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（鉛管・ステンレス管等）仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県企業局（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）が契約を締結する「令和 7 年度配水管整備工事等で発生する不用品売買（〇〇水道事務所管内 鉛管・ステンレス管等）」に適用する。

2 納入物

納入物は水道用鉛給水管 φ 1 3 ～ φ 4 0（鉛含有量 9 9 % 程度）等の鉛屑及び水道用ステンレス給水管 φ 2 0 ～ φ 5 0 等のステンレス屑とする。

上記納入物は掘上品の為、多少の土砂、コンクリート等の異質物が付着しているが、乙は、甲が発注する工事の受注業者に対して納入物の水洗い等の過剰な要求をしてはならない。

3 ダスト引き

不用品納入の際、ダスト引き（納入質量から前項記載の異質物質量の控除）を行ってはならない。

4 予定数量

【鉛屑】 〇〇〇. 〇〇〇 k g

【ステンレス屑】 〇〇〇. 〇〇〇 k g